

きょうと市民しんぶん広告取扱業者の選定について

1 きょうと市民しんぶん広告の概要について

別紙の「きょうと市民しんぶん広告掲載取扱要領」を参照してください。

2 広告に係る入札方法などについて

広告取扱業者については、「きょうと市民しんぶん広告掲載取扱要領」に則り、より高い広告掲載料を提示するものを落札者とする指名競争入札により決定します。

(1) 広告掲載申込書の提出期限及び提出場所

ア 提出期限

平成24年2月3日（金） 午後5時まで

イ 提出場所

〒604-8571 京都市中京区寺町通御池上る上本能寺前町488番地
京都市役所本庁舎 3階
京都市総合企画局市長公室広報担当

(2) 競争入札参加通知

広告掲載申込書等の受領後、広告事業指名競争入札通知書及び広告事業入札書を平成24年2月8日（水）までに送付します。（郵便事情の関係もありますので、同日の午後1時までに到着しない場合は、市長公室広報担当までご連絡ください。）

(3) 競争入札参加資格の取消し

市長は、競争入札参加資格があると認めた者が、次のア～ウに該当することとなったときは、上記2(2)による通知を取り消し、改めてその旨を通知します。

ア 競争入札参加資格があると認めた者が入札日時までの、京都市契約事務規則第2条に規定する入札参加者の資格を喪失したとき。

イ アに掲げるもののほか、本件入札に参加する者に必要な資格を欠くこととなったとき。

ウ その他市長が特に入札に参加させることが不相当であると認めたとき。

(4) 入札書の交付

入札者には、上記2(2)の通知に際し、広告事業入札書を同封して送付します。

(5) 競争入札執行の日時及び場所

ア 日時 平成24年2月13日（月） 午後3時（受付：午後2時30分から）

イ 場所 京都市役所

（※日時・場所については変更する場合があります。詳細は、2(2)で送付する広告事業指名競争入札通知書で再度ご確認ください。）

なお、入札書を郵送する場合は、書留郵便とし2月9日（木）の午後5時までに2(1)イの場所に届くようにしてください。届いていない場合は、いかなる場合も有効な入札書として認められません。

(6) 入札及び開札方法

ア 入札者は、原則として入札執行時に入札執行場所に出席して入札を行ってください。

入札書は2(4)により送付した「広告事業入札書」を使用し、封筒に入れ、表面に「きょうと市民しんぶんの広告掲載に係る入札書」と記載し、裏面に入札者の主たる事務所の所在地、名称及び代表者名（届出済みの受任者（以下「受任者」という。）がある場合は、受任者に係る事務所の所在地及び氏名）を記載したうえ、封印してください。

入札書を郵送する場合は、二重封筒とし、入札書を入れて封印した内封筒には、前述の入札書を持参する場合と同様に、封筒の表面及び裏面に必要事項を記載し、外封筒には「きょうと市民しんぶんの広告掲載に係る入札書在中」と記載したうえ、封印してください。なお、時間的な余裕がありませんので、極力郵送は避けてください。

イ 入札書の各欄には、漏れなく必要事項を記入してください。また、入札書の押印は、京都市に届け出ている使用印鑑届の印鑑を押印してください。

ウ 入札者は、その提出した入札書の書換え、引換え又は撤回をすることはできません。

エ 代表者又は受任者以外の者（以下「代理人」という。）が入札する場合には、本件入札に関し、代理人を選任した旨を記載した委任状を提出してください。その場合、入札書には、当該委任状に押印している代理人の印鑑を押印して下さい。ただし、代表者又は受任者の記名押印がある入札書で入札する場合は、委任状の提出は必要ありません。

オ 入札書に記入する金額は、契約期間（平成24年4月1日から平成25年3月 31日まで）に広告を掲載する金額の総額を記載してください。

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載してください。

カ 開札は、入札者又はその代理人が出席して行います。この場合において、入札者又はその代理人が立ち会わないときは、当該入札事務に関係のない職員を立ち会わせることとします。

キ 入札者又はその代理人は、1業者につき2名まで入札室へ入室することができます。

ク 入札者又はその代理人は、入札室へ入室しようとするときは、入札執行職員の求めに応じ、身分証明書（社員証）又は2(6)エに掲げる委任状を提示しなければなりません。

ケ 入札者又はその代理人は、入札執行職員が特にやむを得ないと認めた場合のほか、入札室を退出することができません。

コ 予定価格以上の金額での入札がない場合、再度の入札を1回を限度として行います。入札者又はその代理人が立ち会うことができない場合は、再度の入札を辞退したものとみなします。

再度入札となった際、それを希望される場合は、使用印鑑届の印鑑を持参していただいても結構ですが、できれば入札書の白紙（社名等記入、押印したもの）を用意しておいてください。

(7) 落札者の決定方法

ア 予定価格以上で最高の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とします。

イ 落札となるべき同価の入札をした者が2名以上あるときは、くじ引きにより決定します。

ウ 上記イの同価の入札をした者のうち、出席しない者又はくじを引かない者があるときは、当該入札事務に関係のない職員がこれに代わってくじを引き、落札者を決定します。

(8) 入札保証金及び契約保証金 免除

(9) 入札の無効

- ア 入札に参加する者に必要な資格のない者が入札したとき。
- イ 入札者又はその代理人が、2通以上の入札をしたとき。
- ウ 入札書に入札者の主たる事務所の所在地、名称及び代表者名（受任者がある場合は、受任者に係る事務所の所在地及び氏名）の記載がないとき。
- エ 入札書の押印が、朱肉による、使用印鑑届の印鑑（代理人が入札する場合は、2(6)エで提出のあった委任状に押印された代理人の印鑑）によるものでないとき。
- オ 入札書の金額の記載に訂正があるとき又はもれているとき。
- カ 入札者が協定して入札したとき、その他入札に際し不正の行為があったとき。
- キ 提出書類に虚偽の記載をした者が入札を行ったとき。
- ク その他、入札に関する条件に違反したとき。

(10) 契約期間

平成24年4月1日から平成25年3月31日まで

(11) その他

京都市総合企画局市長公室広報担当では、広告取扱業者が広告主を獲得しやすいように、きょうと市民しんぶんの紙面上及び京都市ホームページ上に、広告募集の案内を掲載します。